

## 西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年4月24日(火) 午後7:00 ~

2. 開催場所 役場2階 第1会議室

3. 出席委員(12人)

委員	草刈弘幸
	上山光重
	神原秀吾
	萩原眞壽雄
	井上誠
	野々上良弘
	高木宣美
	小椋義宣
	春名昌美
	青木英隆
	新田 茂

欠席者 春名義昭

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第3条について
- 第3 議案第2号 農地法第5条について
- 第4 議案第3号 基盤強化法第19条について
- 報告事項第1号 農地法第3条の3について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	藤川 達也

事務局

本日は前任の豊福の方も出席させていただきますので、よろしくお願ひします。退任のご挨拶はまだ??

事務局

大変ご迷惑をおかけしました。農業委員会を離れるのは寂しい気がしますが、藤川君をよろしく願います。

事務局長

豊福くんは農業の主幹として持つようになっていきますので、何かあれば豊福の方に言ってもらえたら良いと思います。よろしく願います。

委員

良かった。

委員

完全に手は離れんのじゃな。

事務局

はい、担当主幹としていきますので、それではお揃いになりましたので、4月の農業委員会を始めたいと思います。

会長

それでは、皆様今晚は。足下の悪い中ご苦労様です。春の農作業も始まって、田植えもしてあるところもあって、非常に早く進んでいるのかなと思っています。そういう中で特に農作業をするにあたって田んぼの関係で、農業機械での事故も非常に多くなっています。農業機械での事故、皆さんも農作業プロであります。その中での使用についても、農作業をされている皆さんの欠点を見つけて時は、指導もして頂きたいなと思っています。特に刈り払い機で絡んだままエンジンかけて取るといった時に手を切る、といった事もあります。そういうことも含めて、機械の上げ下ろしなど、そういうことに気をつけながら、また農家の人の作業に対してそういう指導もお願いしたいと思っています。これから作業が始まっていきますが、そういう点を考慮しながらやっていただけたらありがたいなと思っています。今日はこれから議題に入っていきますけど、一日願います。それでは、事務局の方から、よろしく願います。

事務局

それでは事務局の方から説明させていただきます。本日資料数が増えてますので、よろしく願います。

失礼します。2ページ目をお願いします。

議案第1号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請承認についてです。2件ございますので、1件ずつ説明させていただきます。

申請番号34番の方からまいります。

譲渡人 美作市 [REDACTED] 氏

譲受人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏

土地の所在地は 大字 [REDACTED] m<sup>2</sup>

8ページ～9ページが申請書になります。

9 ページの 5 から譲受人の耕作状況となります。

農地までの距離は 4. 3 k m で、所用時間は 1 0 分です。

農作業に従事する者は 5 人です。

1 0 ページ 1 1 ページが委任状となり

1 2 ページが譲渡人の住所の証明となります。

1 3 ページが登記記録です。

1 4 ページが地籍図です。

1 5 ページが申請地の位置図です。以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

委員

えっと、          さんか。

委員

  さんの方がええわ。

委員

本人説明です。今は水が入ってませんが、畑として耕してます。それを  が引き受けて、稲作をするという事です。以上です。

委員

あれ、          の下の田んぼじゃな。

委員

そうそう、      の家の裏じゃ。畑みたいに、掘り起こすだけだったんじゃ。  くんがやりよったんじゃ。

委員

  くんがしよったんか。

委員

やりよったじゃ。それでもうかなわんっていったら向こうが売ってくれる言うたんじゃ。それで誰か買う人がおらんか探しよったら  さんが買おうか言う事になったんじゃ。大丈夫だと思います。よろしく申し上げます。

委員

それでは皆さんの方から何かないですか。ないようでしたら、  くんよろしく申し上げます。それでは次の議題へ。

事務局

2 ページ目、議案第 1 号、申請第 3 5 号にまいります。

譲渡人 真庭市                               氏、他 1 名は

   氏

譲受人 西粟倉村大字                               氏

土地の所在地は 大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>

16ページ～17ページが申請書になります。  
17ページの5から譲受人の耕作状況となります。  
農地までの距離は2kmで、所要時間は5分です。  
農作業に従事する者は1人です。  
19～20ページが譲渡人の住所となります。  
21～38ページが登記記録です。  
39ページが申請地の位置図です。  
40ページが地籍図です。  
以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

委員

えっと [redacted] さんの方から。

委員

はい。亡くなったのですが、[redacted] さんの土地で3人息子さんがおって、[redacted] [redacted] でもっとるみたいで、それを [redacted] くんがもらうみたいで、[redacted] の所で材残整理をしまして。

委員

これはこっちはしてないのかな。下側は使ってないのか。

委員

下は [redacted] で使ってる。

委員

これ今までは、利用権設定しよったけど、今回は買い上げたいいうこっちゃな。

委員

そうじゃ。

委員

6反でもあるんじゃな。

委員

はい。

委員

2ページで調査中ってあるけど、これすぐにわからんのか。この田んぼは農振地とかわ

からのんか。

事務局

これがシステム以降したときのがそのまま残ってまして、農業振興地域は入力されてるまま残っているのですが、それ以外の土地が未入力を入力を1個ずつ進めているところですので、この未入力の所は農振地と言う事です。

委員

今までも農振地じゃなかったって事か。無かったのが今回見直しで農振地じゃ無かったのがわからん言う事か。

事務局

わかってるんですが、農振地というのが農家台帳システムと言いまして、今までは両備システムのシステムを使わせてもらって、各農業委員会ごとに違うシステムを作っていた所を、そのデータをすいあげまして！日本全国で1つシステムになった関係で、その吸い上げの関係で全部吸い上げたのですが、農業振興地域と入力されてる所はこのように反映されるんですが、それ以外の土地は手作業で1つ1つ農振地以外と入力してやらないといけない状況になりまして、この現在調査中というのが、農振地に加入されて無い所と言う事です。

委員

農振が外れとるということじゃな。

結局、減反とか転作の時にそこをはずしとるから、そういう状況じゃな。

委員

ほな農振地外にしといたらええな。

事務局

システム上調査中になって表記されているということです。1つ1つなおしていかないといけない。

委員

なおしていかないけんのんじゃな。

事務局

その作業中です。

委員

それが出来たらこれが変わるわけじゃな、農振地外。

委員

そういう表記じゃな。

事務局

それが3600ぐらいありまして。

委員

そんないあるか。

事務局

大茅の方にあります。

会長

えっと、他にみなさんの方から何か。先ほどの調査中についてはこれから手作業ということで、みなさんの地区にもこういう所もあるんかもわからんので、気を付けといて下さい。別に皆さんからなければ、次へ行きたいと思います。次の議案に行ってください。

事務局

議案第2号

農地法第5条による許可申請書についてです。

3ページをご覧ください。

譲渡人 岡山県美作市 [REDACTED] 氏

譲受人 西粟倉村 [REDACTED] 氏

土地の所在地は 西粟倉村大字 [REDACTED] m<sup>2</sup>

転用目的は駐車場です。

41～42ページが申請書になります。

43ページ目が転用に関する誓約書。

44ページが地積図になります。

45ページが住所の確認書類となります。

46～47ページが登記記録となります。

48ページから52ページが譲受人の履歴事項全部証明書となります。

53～58ページが譲受人の定款となります。

59ページが土地利用計画図となります。

60ページが隣地承諾書、61ページが水利組合承諾書となります。

62ページが事由の詳細となります。63ページが被害防除計画となります。

64ページから66ページが資金計画の写しとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

会長

はい、それでは [REDACTED] さん

委員

[REDACTED] から一昨日だったかな、連絡がありまして、あの駐車所にしとる森の学校の駐車場につかつとる田んぼが弟の田んぼです。農振にはいっとたでなかなか売れなんだからんですけど、ようやく農振から外れたみたいなんで、この度改めて売るということになりました。と言う事をききました。売ることについて、回りは何もいわれてないので大丈夫だと思います。農業委員会の方でもよろしくお願ひします。

委員

農用地が外れたという事で。

委員

はずすのにどれくらい時間が係ったんじゃ。

会長

皆さんの方から意見はありませんか。まーずーっと駐車場につかわれてたのですが、農地外になって売買がでたという形です。別に問題はないですね。

委員

いぜんは戻すいう形でしたっけ。一時転用で。

委員

この図みたら駐車場じゃでもくってあるのもならしてあるんじゃな。

会長

別に問題ないですね。

事務局

議案第3号 基盤強化法第19条について

67ページをご覧下さい。

利用権の設定をうける者 大字 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 大字 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字 [REDACTED] m<sup>2</sup>

大字 [REDACTED] m<sup>2</sup>

利用目的は水稻です。

契約期間 平成30年4月1日～平成40年3月31日までの10年間です。

無償での貸し借りで、貸借権の設定になります。

67ページが設定書類になり、設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

68ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

会長

えっと、これ [REDACTED] さん。

委員

はい。説明します。去年29年度は延東さんがやられていたみたいですけども、 [REDACTED] さんが出来ない [REDACTED] さんにかえてきたそうです。それを引き受けた形です。以上です。

会長

利用権設定がそういう形で変わったと言う事ですね。皆さんの方でなにかありますか。

委員

よろしいです。

委員

これ新規でえん。

事務局

今までは[ ]さんがされてたので、新しい人には新規となります。

会長

いいですか。それでは頑張ってやってください。それでは次の案件です。

事務局

69ページをご覧ください。

利用権の設定をうける者 大字 [ ] 氏

利用権の設定をする者 大字 [ ] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字 [ ] m<sup>2</sup>

大字 [ ] m<sup>2</sup>

大字 [ ] m<sup>2</sup>

利用目的は水稻になります。

契約期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間です。

無償での貸し借りで、貸借権の設定になります。

69ページが設定書類になり、設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

70、71ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

補足説明させていただきます。

今回利用権設定を行われる田について、70ページ、71ページにあります地籍図では[ ]氏の名義となっております。この後の報告事項にて、相続による[ ]氏への変更の報告をさせていただきます。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

委員

70ページの方の[ ]さんの川向こう田んぼ2枚です。これ別府です。71ページは[ ]さん所のゴミステーションの下所です。[ ]さんの前から相談してくださいとんで、大丈夫だと思います。よろしくお願ひ致します。



会長

名義については後で説明があります。これについては、意見はありますか。それでは次の案件へ

事務局

報告事項第1号

農地法第3条の3の規定による届出についてです。72ページをご覧ください。

相続人 西栗倉村大字 [redacted] 氏

土地の所在は 大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>

72ページ～82ページが届出書類、83～86ページが申請地の土地の所在地になります。農業委員会へのあっせん希望はありません。

同じく、農地法第3条の3の規定による届け出です。87ページをご覧ください。

相続人 西栗倉村大字 [redacted] 氏

土地の所在は 大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>  
大字 [redacted] m<sup>2</sup>

87ページ～93ページが届出書類、94～97ページが申請地の土地の所在地になります。農業委員会へのあっせん希望はありません。

会長

えっとこれは報告事項なんですがなにかありますか。別にないですね。他にみなさんの方からないですか。

委員

[redacted]さんが文字を大きくして欲しいと言う要望。

委員

農業委員会でこういう事を審議するのもいいんですけど、もっと西栗倉の農業のもっと振興というかそういう事はこの農業委員会で話題としてはいけないんですか、とこの間ちよっと農業委員と話しをしたのですが。

事務局

あげてもらっていいと思います。みなさんの方から意見をだしていただいて、僕の方も勉強しないとイケないんですが、出していただいて、それについての審議とか討議を。

委員

その場所も無いとなかなかあげにくいんで、場所って言うのもおかしんですけど。

会長

今後の西栗倉の農業についてはそういう形で話しをして行くのがいいと思いますので、一応事務局と話し合いしてそういうのも進めて行きますので。了解です。

委員

これ個人的な要望なんですけど、この前電柵をしたんですけど、川の方にしたやつなんじゃけど、魚釣りの人がみなへし曲げて入るんじゃ。何とか村の方でならんじゃろうか。注意してもらえんじゃろうか。のけて入ってくれたらええんじゃけど、カキしとるのをへし折ってはいって困るんじゃ。

委員

この前議会で村長が米をブランド化にして高く売る方法を真剣に考えていると広報に書いてあったんじゃけど、内容的なのは。

事務局長

基本的にはそういう支援するという意味合いの話はありますけど、具体的にブランド化して立ち上げると言う話しでは無かったです。

委員

そういう話しを持って来いと言う話しじゃろ。

事務局

そういう支援策として、研修の助成金制度を導入するって事です。

来月号の広報にお知らせをさせて頂くことになってますが、農業者グループの助成金最高額が30万までと言う事で、アピールであったり、ブランド化の費用であったり、講師を呼んで研修とか使える様になっていますので、またそちらの方もご検討いただければと思っております。

会長

研修会の問題もそういうとこ使えればちよっとでも遠い所に行けるんじゃないかなと、それとこの前ちよっと村長と話しをしたら、みんなから意見を出してもらわんと、わしゃよ一わからん言われてまして、先ほど■■■さんからも話しがありましてけど、研修話しを出して農業の中で支援金といいますか、利用のしかたが生まれてくるんじゃないかなと思います。なにもないようでしたら、■■■さんのほうから。

## 会長代理

それでは、農繁期の中お疲れのところご苦労様でした。今週末からゴールデンウィークと言う事で田植えも始まると思います。今年はずね今まで44年から転作が40年ほどつづいたのですが、今年から米は自由に作ってもいいということで、今年全国的にどれだけ作付けされるのかなってところが気になります。去年よりも沢山うわれば、おそらく米価も下がるだろうと、去年の米価が高かったことがありまして、去年の米が沢山残って居るようで、在庫をかなり持っているようですから、非常に今年の米価が下がるのではないのかなと心配しております。米価が下がらない様に昨年並みにの価格が維持できまよーに願ひまして、今日の会議終わりたいと思います。